

■各施設使用料金

(単位：円)

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前～午後	午後～夜間	全 日
	9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00
	▼ 12:00	▼ 17:00	▼ 22:00	▼ 17:00	▼ 22:00	▼ 22:00

大ホール							
入場料を徴収しないで使用する場合	平日	14,660	23,040	29,330	37,700	52,370	67,030
	土日及び休日	17,800	28,280	33,520	46,080	61,800	79,600
1,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	平日	19,900	31,420	37,710	51,320	69,130	89,030
	土日及び休日	23,040	36,660	42,950	59,700	79,610	102,650
1,000円を超え、3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	平日	26,190	39,800	49,230	65,990	89,030	115,220
	土日及び休日	29,330	46,090	54,470	75,420	100,560	129,890
3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	平日	30,380	47,140	58,660	77,520	105,800	136,180
	土日及び休日	34,570	55,520	64,950	90,090	120,470	155,040

小ホール							
入場料を徴収しないで使用する場合	平日	3,140	4,190	5,230	7,330	9,420	12,560
	土日及び休日	4,190	6,280	7,330	10,470	13,610	17,800
1,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	平日	4,190	6,280	8,380	10,470	14,660	18,850
	土日及び休日	5,230	7,330	9,420	12,560	16,750	21,980
1,000円を超え、3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	平日	5,230	7,330	10,470	12,560	17,800	23,030
	土日及び休日	6,280	8,380	10,470	14,660	18,850	25,130
3,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	平日	6,280	8,380	11,520	14,660	19,900	26,180
	土日及び休日	7,330	9,420	12,570	16,750	21,990	29,320

練習室	1,250	1,360	1,570	2,610	2,930	4,180
楽屋1、2、3(個)、4(個)(1室について)	520	620	730	1,140	1,350	1,870
1F会議室	1,040	1,360	1,570	2,400	2,930	3,970
展示コーナー	1,040	1,250	1,460	2,290	2,710	3,750
会議室1、2(1室について)	200	310	410	510	720	920
会議室3	410	620	830	1,030	1,450	1,860
学習室1、2(1室について)	310	410	620	720	1,030	1,340
茶室(控室を含む)	310	410	620	720	1,030	1,340
調理室	2,090	2,510	2,930	4,600	5,440	7,530
研修室	200	310	410	510	720	920
ふるさと広場(1時間)	310					

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する「休日」を除く)をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整備費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- 大ホールを入場料を徴収しないで営業のために使用する場合の使用料の額は、この表の入場料を徴収しないで使用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とし、大ホール以外を営業のために使用する使用料の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の300に相当する額とする。
- 大ホールを専ら練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、この表の区分に従い、当該等分に定める額の100分の60に相当する額とする。
- 許可された使用時間を超過して使用する場合の使用料の額は、超過時間1時間について、1に定める使用料の額を基準として教育委員会が別に定める額とし、算出される使用料の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- 大ホール、小ホール及びふるさと広場以外の施設の午後5時以降の使用については、使用時間にかかわらず使用料に5,230円を加算するものとする。ただし、大ホール又は小ホールと併用して使用する場合は除くものとする。